

72

2021/7

青い空

発行所 東京司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号
☎(03)3353-9146 <http://tokyo-seiren.jp>

題字 大竹由美子

空き家・所有者不明土地問題解消へ 向けての軌跡と未来 ——司法書士の職責

東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子 **2**

附帯決議と東京司法書士政治連盟に おける運動

9

- ・ 空き家・所有者不明土地問題アーカイブ **16**
- ・ 総務の声 **22**
- ・ 活動日誌 **23**



空き家・所有者不明土地問題 解消へ向けての軌跡と未来 ——司法書士の職責

東京司法書士政治連盟会長 大竹 由美子

東京政治連盟（以下、「東京政連」という）は少子高齢・人口減少社会を迎えるわが国において、「空き家問題」「所有者不明土地問題」を司法書士が取り組むべき重要課題として位置づけ、先頭を切って取り組んできた。

所有者不明土地問題に対応する民法一部改正等が一段落した今、これまでの歩みと今後を考えてみたい。

社会のニーズにいかに対応すべきか、司法書士の職能と社会的使命を踏まえ、役割と可能性、潜在的ポテンシャルを探し続けなければならない。

1 空き家問題への対応

平成26年11月、国土交通省住宅政策課等（小倉将信衆議院議員による紹介）との情報交換により、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」（平成27・2・26付総務省・国交省告示第1号）において、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下、「空家特措法」という）7条に基づく協議会の構成員として司法書士が列挙された。

平成26年9月30日、国土交通省住宅政策課長からのメールには「青い空拝読しました。各方面の専門家がそれぞれの立場から検討を深め、連携を深め……大竹さんご指摘の『空き家の予防』『空き家の活用』はまさに私どもとしても必要な対策であり、今後どのような連携ができるのか、率直な意見交換をさせていただきたい……」。

これが原点であり、今も目標である。

平成28年3月、東京司法書士会（以下、「東京

会」という）は「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結した。東京政連は東京会と連携して、東京都内の自治体の議会に空き家関連の予算実現をするとともに空き家担当者を対象に空き家問題に関する研修会を実施（平成30年は空家特措法立法者の山下貴司衆議院議員（当時法務大臣政務官）を講師に依頼）し、国・都・区市町村議会議員や自治体の首長・担当者等と、政策情報収集や司法書士の専門的知見の活用等の意見交換を積極的に行い、多くの7条協議会・審議会に参画したり、相談会を開催したりして、所有者調査の受託の実績をあげてきた。

ほぼ都内すべての自治体において空き家対策計画が策定されたことから、空き家危機管理体制は整備され、今後は空き家予防や活用にウエイトが置かれよう。そのためにも相続登記推進が必須である。

2 相続登記推進のためのインフラ整備

(1) 法定相続情報証明取得のための職務上請求書使用について

4年前の東京都議会選挙廻りの際、「長期登記未了土地の相続人探索を司法書士の先生方をお願いしたい」と情報提供があり、「その場合、職務上請求書を使えるのでしょうか？ 法定相続情報証明に職務上請求書が使えなくて、会が混乱しています」などと、会員、支部長らからも次々と同様の声があがり、大口善徳衆議院議員はすぐに法

務省民事局長にヒヤリングをし、職務上請求のあり方を整理しようとされた。翌日は日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）総会で議論されていたが、総会中、大口議員から3回進捗状況の連絡が入り、使用可能の方向で調整され、1年以上続いた議論が3週間で決着した。立法者の国民目線から、相続登記推進を担う司法書士にその職務上請求書の活用を法務省に促した担い手たる司法書士の執務効率をアップすることが相続登記推進に資するとされた。

また除住民票の保存期間延長についても調布支部等より要請があり、選挙は皆様に大変な思いをさせてしまうが、現場の声を反映させ、要望実現のチャンスで、日司連・日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）の政策実現も端緒はほぼこのときである。

(2) 除住民票等の保存期間延長について

日司連・日司政連・東京会・東京政連合同の竹谷とし子参議院議員除票政策勉強会や、東京都議会選挙時の多くの会員からの訴えをきっかけに、大口議員の尽力で平成29年11月、総務省に「住民生活のグローバル化や家族形態の変化に対応する住民基本台帳制度のあり方に関する研究会」が設置され、松島みどり衆議院議員・鈴木隼人衆議院議員・山田美樹衆議院議員・高木啓衆議院議員等顧問議員に相談、研究会中間取り纏めで150年の方向性が示され、骨太の方針に明記された。

大口議員より骨太の方針は政府の憲法であること、動詞の表現を盛り込むことにより政策を推進させることを学んだ。

自由民主党東京都支部連合会（以下、「自民党都連」という）鴨下一郎会長を經由して幹事長会にて協議いただき、地方自治法99条意見書採択の方法にて都内各自治体議会の合意形成を得、国に早期の保存措置を求めた。政策秘書からのアドバイスである。公明党では全公明党議員の集合するサマーセミナーにて取り上げていただき、この情報共有化を図ることができた。意見書採択の要望をする中で、司法書士職能を説明、空き家問題等での司法書士の活用を求めた。

23区特別区長会に依頼ができるようになったことも成果であり、いわゆるデジタル手続法の具体策として除住民票等の保存期間延長が採択され、公布から施行まで20日の最短期間にて実現した。また、この保存期間延長により海外でマイナンバーの活用が可能となり、総務省は一転非常に高く評価したと聞き及んでいる。

(3) 司法書士法一部改正附帯決議

司法書士法の一部改正では、立法事実として空き家問題への取組みが高く評価され、成年後見業務をはじめ司法書士法施行規則31条に基づき財産管理業務を行ってきた実績を踏まえ、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下、「所有者不明土地法」という）に基づく区市町村等による財産管理制度において、司法書士を活用するよう求めてきた。以下の附帯決議を強く要望したのは当初日司政連の中で東京政連のみであったが、除票等の要望を推進してくださった議員の尽力もあり、日司連・日司政連一体となって、令和元年6月26日に以下の附帯決議（第198回国会閣法第46号）が実現した。

三 空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること。

この附帯決議を根拠に、所有者不明土地対応の制度創設にあたっては、利用しやすさ、予納金の低減化が必要で、コンパクトシティ化や地方創生に資するよう、地域事情に詳しい司法書士の活用を訴え、皆が驚く直接のプレゼンの機会を得た。

- ① 令和2年9月3日に公明党司法書士制度推進議員懇話会（法務省同席）
- ② 同年10月1日に自民党都連鴨下会長、法務省民事参事官
- ③ 同年11月24日に公明党政策要望懇談会
- ④ 同年12月23日に法務省民事局民事第二課長等

(4) 民法改正等衆参附帯決議を踏まえた今後の運動展開

今般、法制審議会の答申を受けて、相続登記の義務化、住所変更等義務化、所有者不明土地・建物の管理命令等の民法・不動産登記法の一部改正、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」の制定がなされ、所有者不明土地の解消に向けた取組みが集大成した。

衆議院・参議院法務委員会での参考人質疑は司法書士界の20年ぶり歴史的快挙ではないか。この参考人質疑の檜舞台にて、今川嘉典日司連会長が心置きなく法制審議会等で培ってきた実力を発揮できるよう、日司連稲本信広専務理事とともに舞台裏を支えた（つもりである）。

衆議院法務委員会での日司連の参考人招致が決定してからは各会派の質疑者の情報収集をし、司法書士制度推進議員連盟議員から紹介を受けて訪問し、司法書士の実績、論点对応等情報交換した。特に参議院法務委員会では東京政連顧問議員（中川雅治参議院議員・竹谷とし子参議院議員・小川敏夫参議院議員）の紹介が大きい。

参考人質疑に司法書士界を推挙くださった大口議員ら法務委員会の抜擢に応えられるよう、日司連は法案の論点の想定問答を、日司政連は政府参考人に向けた今後の課題とすべき論点を提供、法務委員会の審議を経て附帯決議に結びつくよう、働きかけた。

論点は議事録に、また今後の課題として衆議院・参議院法務委員会附帯決議（第204回国会閣法第55号）に結実し、所有者不明土地管理人の管轄は難しかったものの、議事録・附帯決議にて司法書士活用が明記され、ほぼ日司政連の要望が盛り込まれた。

八 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用

を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること……。

新たな財産管理人制度が、空き家・所有者不明土地対策の有効な制度として定着するよう、司法書士の専門的知見の活用を求めたい。ここは有力議員によると東京政連が公明党司法書士制度推進議員懇話会等でのプレゼンの機会に強烈に訴えた成果である。

申立人が多額の予納金の負担を迫られるものとなれば、実質的に利用されなくなってしまうことから、引き続き、利用者目線に立った運用がなされるよう求めていく。

(5) 所有者探索のスピードアップ化——戸籍・住民票の請求の無料化

調査をスピードアップするために国・自治体からの所有者調査に職務上請求書使用が法務省から認められたが、事務手数料が発生し、定額小為替の管理コストもかかる。地方自治法で事務手数料は条例で定めるものとし、条例には減免規定がある。このたびの要望は、この減免規定の活用を求めるもので、日司連とともに総務大臣、その紹介を受けて全国市長会・町村会に陳情した。趣旨は理解されるが、各自自治体の判断なので、まずは問題意識の共有が必要である。

そこで、まず東京では都議会各会派に要望し、23区区長会、東京都市長会、町村会を廻り、これら事務局を通じ令和2年11月中には都内全自治体への情報発信ができたものと思われる。都の行政部長に相談、都の空き家対策部署と連携しているので、都知事要望事項とし、東京都空き家対策連絡協議会での検討事項となっている。

所有者不明土地法、空家特措法等に基づき、国または地方自治体の依頼を受け、職務上請求書を用いて、戸籍・住民票等を請求する場合には、無料とするようデジタル化も含めて求めてきた。

下記の決議がなされたのは、まさに東京政連の取組みの成果であり、大口議員からも日司政連定

時大会においてその説明がなされた。

十二 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

引き続き、アプローチを継続していく。

(6) きめ細かい相続登記推進啓発活動の実施

今般の法改正では、国民に新たな義務を課し、重大な影響を及ぼすことになる。そのため、相続登記の義務化については、公布から3年の周知期間を設けている。

配偶者の居住権、遺言書保管制度等が施行され、この周知期間に、周知徹底し、いかに理解を得られるかが、相続登記義務化を実効性のあるものにするためのポイントである。

九 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。

特に参議院法務委員会附帯決議では、国の責任において周知徹底を図るうえで「法律専門職者との連携に務めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること」とされたが、これは東京政連が強く要望したところで、積極的な広報予算と機会を求めていく。

司法書士の視点では、「空き家・所有者不明土地問題の解決・予防＝相続登記推進」であること

から、相続登記推進の啓発策として、「町会、自治会、高齢者クラブ等への出前講座・出張相談等のアウトリーチ活動の実施と講師や相談員として司法書士の活用」を引き続き強く訴えていく。

「司法書士の積極的な活用を図ること」等を求める附帯決議が五つなされている。相続登記推進の積極的な取り組みを行い、国・地方自治体等に対して、附帯決議を踏まえた対応を強く求めている。

3 おわりに

相続登記推進は立法者のニーズであり、附帯決議の政策趣旨説明や具体化が司法書士の職能の理解や広報につながると今回の附帯決議形成過程に多少かかわった実感である。司法書士制度150周年にあたり、徹底した相続登記推進により、司法書士職能や制度広報につなげるべく、この附帯決議をわかりやすく伝えていきたい。国の付託に応え、司法書士のプレゼンスをより向上させるため、司法書士界一体となって具体化させていきたい。

●ちょっと一息●

寝る前のたった1分程度の「うつぶせ」を習慣にするだけで、猫背、腰痛、肩こり、首の痛み、不眠、疲労、冷えといった体の不調が改善し、高齢者には誤嚥予防にもなるそうです。

その理由は、①呼吸が深くなると副交感神経が優位になり、リラックスすること。②全身の血流が良くなり、足先まで温かくなること。③うつぶせになると頭蓋骨の真後ろにある後頭骨（こうとうこつ）が開放され、動きやすくなり、脳や脊髄神経へ栄養や老廃物を流してくれる脳脊髄液の循環が良くなるので、脳圧が減少し、副交感神経が優位になること。以上により、質の良い睡眠を得られるそうです。しかし、うつぶせのまま長時間眠ってしまうと首や肩を痛める可能性があるのでお気を付けください。(^^♪ (M)

所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直し

【民法等一部改正法・相続土地国庫帰属法の概要】

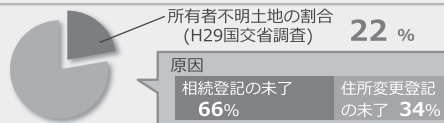
法務省民事局
令和3年5月

課題

相続登記がされないこと等により、所有者不明土地（※）が発生

※ 所有者不明土地とは・・・

- ①不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない土地
- ②所有者が判明しても、その所在が不明で連絡が付かない土地



背景

- 相続登記の申請は義務ではなく、申請しなくても不利益を被ることは少ない
- 都市部への人口移動や人口減少・高齢化の進展等により、地方を中心に、土地の所有意識が希薄化・土地を利用したいというニーズも低下
- 遺産分割をしないうまま相続が繰り返されると、土地共有者がなすみ算式に増加

問題点

- 所有者の探索に多大な時間と費用が必要（戸籍・住民票の収集、現地訪問等の負担が大きい）
- 所有者の所在等が不明な場合には、土地が管理されず放置されることが多い
- 共有者が多数の場合や一部所在不明の場合、土地の管理・利用のために必要な合意形成が困難
 - ⇒ 公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引が阻害されるなど、土地の利活用を阻害
 - ⇒ 土地が管理不全化し、隣接する土地への悪影響が発生 など



➡ 高齢化の進展による死亡者数の増加等により、今後ますます深刻化するおそれ ➡ **所有者不明土地問題の解決は、喫緊の課題**

政府方針

- 所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針（関係閣僚会議決定）
「民事基本法制の見直し等の重要課題については、今後、さらに具体的な検討を進め、今年度（令和2年度）中できるだけ速やかに必要となる法案を提出するなど、期限を区切って着実に対策を推進する。」
- 骨太の方針2020「所有者不明土地等について、基本方針等に基づき対策を推進する。」

両法律の概要

- 民法等の一部を改正する法律（民法等一部改正法）
- 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（相続土地国庫帰属法）

所有者不明土地の発生予防と、既に発生している所有者不明土地の利用の円滑化の両面から、総合的に民事基本法制を見直し

<p>1 登記がされるようにするための不動産登記制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続登記・住所変更登記の申請義務化 ・ 相続登記・住所変更登記の手続の簡素化・合理化 など <p style="text-align: center;">▶ 発生予防</p>	<p>2 土地を手放すための制度（相続土地国庫帰属制度）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相続等により土地の所有権を取得した者が、法務大臣の承認を受けてその土地の所有権を国庫に帰属させることができる制度を創設 <p style="text-align: center;">▶ 発生予防</p>	<p>3 土地利用に関連する民法の規律の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所有者不明土地管理制度等の創設 ・ 共有者が不明な場合の共有地の利用の円滑化 ・ 長期間経過後の遺産分割の見直し など <p style="text-align: center;">▶ 土地利用の円滑化</p>
---	---	---

施行日等

原則として公布（R3.4.28）後2年以内の政令で定める日 * 政令は未制定

- * **1** のうち、相続登記義務化関係の改正については公布後3年以内の政令で定める日、住所変更登記義務化関係の改正については公布後5年以内の政令で定める日

【検討の経過】

2019年2月		12月	2020年1月～3月	2021年2月	3月	4月
法制審議会へ諮問	民法・不動産登記法部会における調査審議開始	中間試案取りまとめ	パブリック・コメント提出意見数 249件 (個人 143件、団体 106件)	法制審議会要綱決定	法案提出	成立・公布

所有者不明土地の発生を予防する方策

不動産登記法の改正

相続に関する不動産登記情報の更新を図る方策

【背景】 登記名義人と実際の所有者とが異なることがあるが、そうすると、
 ① 登記名義人の相続人が分からないため、所有者の探索に時間と費用が掛かり用地買収等が妨げられる
 ② 登記名義人が死亡しているかどうかだけでも分かれば、事業用地を円滑に選定することができるとの指摘がある。

① 相続登記の申請を義務化

- 不動産を取得した相続人に対し、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることを義務付ける（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり）。
- 相続登記の申請義務の実効性を確保するよう、以下のような環境整備策をパッケージで導入する。

② 登記名義人の死亡等の事実の公示

- 登記官が他の公的機関（住基ネットなど）から死亡等の情報を取得し、職権で登記に表示する（符号で表示）。
- ⇒ 登記で登記名義人の死亡の有無の確認が可能になる。

登記の手続的な負担（資料収集等）を軽減

相続人申告登記の新設

- ・ 相続人が、登記名義人の法定相続人である旨を申し出る。申請義務の履行手段の一つとする。

（単独で申告可・添付書面も簡略化）

⇒ 相続登記の申請義務を簡易に履行することが可能になる。

※ 登記官がその者の氏名及び住所等を職権で登記する（持分は登記されない報告的登記）

登記手続の費用負担を軽減

登録免許税の負担軽減策の導入などを要望予定

（参考）

R3年度与党税制改正大綱「不動産登記法の見直し…の成案を踏まえ、令和4年度税制改正において必要な措置を検討する。」

登記漏れの防止

所有不動産記録証明制度の新設

- ・ 特定の者が名義人となっている不動産の一覧を証明書として発行

⇒ 相続登記が必要な不動産の把握が容易になる。

※ 自己所有不動産の一般的な確認方法としても利用可能

地方公共団体との連携

死亡届の提出者に対する相続登記の必要性に関する周知・啓発を要請など

※ 地方公共団体の作成する相続発生時に必要な手続のチェックリストに相続登記の申請を追加するよう要請

所有者不明土地の発生を予防する方策

不動産登記法の改正

住所変更未登記への対応

【現状】

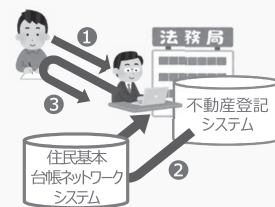
- ▶ 現在は、住所変更登記は義務ではない。
 - ▶ 自然人・法人を問わず、転居・本店移転等のたびに登記するには負担を感じ、放置されがちである。
- ※ 都市部では所有者不明土地の主な原因との調査結果もある。

- 所有権の登記名義人に対し、住所等の変更日から2年以内にその変更登記の申請をすることを義務付ける（正当な理由のない申請漏れには過料の罰則あり）。
 - 他の公的機関から取得した情報に基づき、登記官が職権的に変更登記をする新たな方策も導入する。
- ⇒ 転居や本店移転等に伴う住所等の変更が簡便な手続で登記に反映される。

新たな方策の仕組み

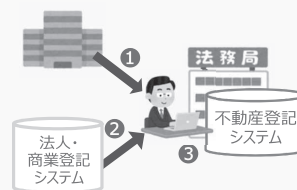
自然人の場合

- 1 登記申請の際には、氏名・住所のほか、生年月日等の「検索用情報」の申出を行う。
- 2 登記官が、検索用情報等を用いて住民基本台帳ネットワークシステムに対して照会し、所有権の登記名義人の氏名・住所等の異動情報を取得する。
- 3 登記官が、取得した情報に基づき、登記名義人に住所等の変更の登記をすることについて確認をとった上で、変更の登記をする。



法人の場合

- 1 法人が所有権の登記名義人となっている不動産について、会社法人等番号を登記事項に追加する。
- 2 法人・商業登記システムから不動産登記システムに対し、名称や住所を変更した法人の情報を通知する。
- 3 取得した情報に基づき、登記官が変更の登記をする。



所有者不明土地の発生を予防する方策

相続土地国庫帰属法

相続等により取得した土地所有権を国庫に帰属させる制度の創設

背景

- ① 土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、土地を手放したいと考える者が増加している。
- ② 相続を契機として、土地を望まず取得した所有者の負担感が増しており、管理の不全化を招いている。

- 相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る。）により取得した土地を手放して、国庫に帰属させることを可能とする制度を創設する。
- ただし、管理コストの国への転嫁や土地の管理をおろそかにするモラルハザードが発生するおそれを考慮して、一定の要件（詳細は政省令で規定）を設定し、法務大臣が要件を審査する。
⇒ 将来的に土地が所有者不明化し、管理不全化することを予防することが可能になる。

要件

通常の管理又は処分をするに当たり過分の費用又は労力を要する以下のような土地に該当しないこと

- ア 建物や通常の管理又は処分を阻害する工作物等がある土地、イ 土壌汚染や埋設物がある土地、ウ 崖がある土地
- エ 権利関係に争いがある土地、オ 担保権等が設定されている土地、カ 通路など他人によって使用される土地 など

- 審査手数料のほか、土地の性質に応じた標準的な管理費用を考慮して算出した10年分の土地管理費相当額の負担金を徴収する（地目、面積、周辺環境等の実情に応じて対応すべく、詳細は政令で規定）。

（参考）現状の国有地の標準的な管理費用（10年分）は、粗放的な管理で足りる原野約20万円、市街地の宅地(200m)約80万円

手続イメージ

① 承認申請

【申請権者】
相続又は遺贈（相続人に対する遺贈に限る）により土地を取得した者
※共有地の場合は共有者全員で申請する必要あり

② 法務大臣（法務局）による要件審査・承認

- ・ 実地調査権限あり
- ・ 国有財産の管理担当部局等に調査への協力を求めることができる
- ・ 運用において、国や地方公共団体に対して、承認申請があった旨を情報提供し、土地の寄附受けや地域での有効活用機会を確保

③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付

④ 国庫帰属

所有者不明土地の利用の円滑化を図る方策

民法の改正

土地・建物の管理制度の創設

- ▶ 現行の不在者財産管理人・相続財産管理人は、人単位で財産全般を管理する必要があり、非効率になりがち
- ▶ 所有者が判明していても、管理されないことによる危険な状態になることもある

○ 所有者不明土地・建物の管理制度の創設

財産管理制度の見直し

- ・ 個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度を創設する。
※ 裁判所が管理命令を発令し、管理人を選任（裁判所の許可があれば売却も可）
⇒ 所有者不明土地・建物の管理を効率化・合理化する。
- 管理不全土地・建物の管理制度の創設
- ・ 所有者が土地・建物を管理せずこれを放置していることで他人の権利が侵害されるおそれがある場合に、管理人の選任を可能にする制度を創設する。
⇒ 管理不全化した土地・建物の適切な管理が可能となる。

不明共有者がいる場合への対応

- ▶ 不明共有者がいる場合には、利用に関する共有者間の意思決定や持分の集約が困難

○ 共有物の利用の円滑化を図る仕組みの整備

共有制度の見直し

- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者等に対して公告等をした上で、残りの共有者の同意で、共有物の変更行為や管理行為を可能にする制度を創設する。
- ・ 裁判所の関与の下で、不明共有者の持分の価額に相当する額の金銭の供託により、不明共有者の共有持分を取得して不動産の共有関係を解消する仕組みを創設する。
⇒ 不明共有者がいても、共有物の利用・処分を円滑に進めることが可能になる。

遺産分割長期未了状態への対応

- ▶ 長期間放置された後の遺産分割では具体的相続分に関する証拠等が散逸し、共有状態の解消が困難

○ 長期間経過後の遺産分割の見直し

相続制度の見直し

- ・ 相続開始から10年を経過したときは、個別案件ごとに異なる具体的相続分による分割の利益を消滅させ、画一的な法定相続分で簡明に遺産分割を行う仕組みを創設する。
⇒ 遺産分割長期未了状態の解消を促進する。

隣地等の利用・管理の円滑化

- ▶ ライフラインの導管等を隣地等に設置することについての根拠規定がなく、土地の利用を阻害

○ ライフラインの設備設置権等の規律の整備

相隣関係規定の見直し

- ・ ライフラインを自己の土地に引き込むための導管等の設備を他人の土地に設置する権利を明確化し、隣地所有者不明状態にも対応できる仕組みも整備する。
⇒ ライフラインの引込みを円滑化し、土地の利用を促進する。

附帯決議と東京司法書士政治連盟 における運動

令和3年4月21日、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号）および「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号）が成立した（同月28日公布）。本法律に対する附帯決議として、衆議院では11項目、参議院では13項目が決議された。これら附帯決議のうち、第8項・第9項・第10項（参議院は第12項）については、東京司法書士政治連盟が、本法律施行において極めて重要な意味をもつものであるとして、関係議員に対して要望を続けてきた項目でもあった。

これらの項目が盛り込まれた背景には、東京司法書士政治連盟の活動はもちろん本法律が審議されてきた衆議院法務委員会・参議院法務委員会に、参考人として出席した際の日本司法書士会連合会の今川嘉典会長（当時。以下、「今川参考人」という）の発言があり、われわれ司法書士の考えも汲みつつ、議員の先生方に熱心にご審議いただいた成果であったといえよう。

ここでは、これら附帯決議に至った要因であろうと思われる法務委員会での発言、質疑の内容をダイジェストで紹介する。

◆附帯決議第8項

———令和3年3月19日 衆議院法務委員会において、今川参考人は次の発言をしている

【今川参考人】 司法書士は、日々、多くの不動産登記や商業登記の申請を行うとともに、裁判書類作成関係業務や簡裁訴訟代理等関係業務を通じて裁判事務も行っており、成年後見業務にも積極的に取組を行ってありまして、専門職の中では司法書士が最も多く後見人等に就任しております。

裁判事務としては、土地所有権の集約、例えば、時効取得を原因とする所有権移転登記手続請求訴訟や抵当権抹消登記手続訴訟等に関与しています。また、簡易裁判所における土地を目的とす

る訴えに関して、原告、被告双方又は一方に司法書士が訴訟代理人として選任された率は、司法統計上、平成27年から令和元年において大体平均57%ほどとなっております。また、空き家等の対策においても自治体から依頼を受けまして、所有者や相続人の調査、探索を行い、必要に応じて財産管理人に就任し、空き家の解体撤去等も行ってあります。今回の改正により導入される新制度、すなわち相続登記や住所変更登記等の義務化への対応はもちろん、所有者不明問題解消に資するために幾つかの簡略化される登記手続も用意されてあります。それにも関与していきます。そして共有持分の取得や譲渡、所有者不明土地管理人等の新たな財産管理制度など、いずれも多くの司法書士が日常的に関与しており、また対応できる業務であるというふうに考えております。

財産管理制度は、従来、人を単位としておりまして、原則としてその人の全財産を管理するという制度でしたが、今回の提出法案では、所有者不明土地管理人等、不動産単位の財産管理を実現することができるようになっていきます。これは、不動産の状況に応じ、柔軟でかつ効率的な管理を行うことができる提案であるというふうに我々は受け止めております。

———大口善徳衆議院議員から今川参考人への質問

【大口善徳衆議院議員】 法案では、所有者不明土地管理人や管理不全土地管理人などの新しい財産管理制度が幾つも提案されています。これをできるだけ利用しやすいものにしていくことは極めて重要な課題であります。司法書士の皆さんは、新たに司法書士法第1条に設けられました使命規定、登記簿等の法律事務の専門家として、国民の権利擁護や自由かつ公正な社会の形成に寄与するという使命規定がうたわれてわけでございます。

専門的知見を持っておられ、また、財産管理の実績も持っておられる司法書士の皆さんに、どのように対応されるのかお伺いしたいと思います。

———これに対する今川参考人の回答

【今川参考人】 当連合会としましては、まず、新制度に関する会員研修の充実を図って、管理人の養成をし、新たな財産管理制度に的確に対応できるように組織的な対応をしたい。また東日本大震災の復興の際に、公共事業の実施において、不在者財産管理人、相続財産管理人を選任しなければならない事例が少なくありませんでした。そのときに、復興庁と連携をしまして、司法書士の財産管理人候補者名簿を作成し、提出しております。この所有者不明土地管理人におきましても、例えば候補者名簿を裁判所に提出するなどの組織的な対応も今検討しているところです。

———なお、大口善徳衆議院議員は、令和3年3月23日の衆議院法務委員会において、次の質問を上川陽子法務大臣に対し行っている

【大口善徳衆議院議員】 今回創設した財産管理制度の各管理人の選任についてお伺いします。第198回国会の司法書士法等の一部改正に対する当法務委員会の附帯決議で、3項に、空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定についての、境界確定についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ることとされています。前回の参考人質疑において、今川参考人から、所有者不明土地円滑化法等措置法に基づく法務局による長期相続登記未了の土地の解消作業では、全国の法務局の入札に



において、全て司法書士の団体が落札し、法定相続人の調査を実施していること、また、専門職の中で司法書士が最も多く成年後見人等に就任し、財産管理や遺産分割協議を遂行していること、司法書士が不在者財産管理人や相続財産管理人に就任し、所有者不明土地問題の発生を抑止するための業務を行っていると言われました。また、所有者不明土地管理人についても、候補者名簿を裁判所に提出するなどの組織的な対応の検討に加えて、研修体制の充実を始めとして、取組を強化していく決意も示されたわけです。今回の見直し等において、この共有持分の取得、譲渡、所有者不明の土地管理人等の新たな財産管理制度における司法書士の活用についてどのような対応をしていくのか、法務大臣の見解をお伺いします。

———これに対する上川陽子法務大臣の回答

【上川陽子法務大臣】 財産管理制度の担い手として司法書士が果たすべき役割はますます重要になっており、御指摘の司法書士法改正の附帯決議におきましても、このような観点からされたものというふうに受け止めております。法務省としては改正法が成立した場合には、所有者不明土地管理制度等の新たな財産管理制度の円滑な運用が図られるよう、積極的に努力していく所存でございます。どのような者を管理人として選任するかにつきましては、個別の事案に応じまして裁判所におきまして適切に判断されるものでありますが、所有者不明土地管理人の職務は不在者財産管理人などとも類似をすることがございます。これまでの実績からしても、司法書士の皆様も新制度における管理人の重要な給源であり、制度の円滑な運用を図るためにはその協力が必要不可欠なものというふうに認識しております。また、委員御紹介いただきました先日の参考人質疑におきまして、日本司法書士会連合会におきまして、管理人の候補者を養成するための研修を実施するなど組織的な対応をする予定であるとお聞きをしたところでございます。法務省といたしましては、御指摘の附帯決議の趣旨、また日本司法書士会連合会における取組も踏まえ、新たな財産管理制度の適正かつ

円滑な運用が実現されるよう、関係機関と連携をし、必要な対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆附帯決議第9項

———令和3年4月15日 参議院法務委員会において、伊藤孝江参議院議員から今川参考人への質問

【伊藤孝江参議院議員】 相続登記の義務化についてお伺いをいたします。今回の法改正の中で相続登記の義務化、また過料が科せられるというのは、やはり一番大きなインパクトを持って受け止められると思っております。しかしあくまでも、法の趣旨は、遺産分割協議を経てしっかりと確定的な所有者の登記をしていくというところにあるかと考えますが、日本司法書士会連合会として、その点、どうお考えかお伺いをさせていただきます。

———これに対する今川参考人の回答

【今川参考人】 今回の改正により課せられる義務を履行するために、取りあえず保存行為として相続分による登記をしておくという考え方はあるかもしれませんが、これはあくまでも暫定的な登記であります。つまり、遺産分割協議をしていない未分割の状態を登記しておくということですから、暫定的な登記であるというふうに考えております。

それから、相続人申告登記の申出をすることによっても義務の履行を免れるということになっているのですが、これも、あくまでも何らかの事情で遺産分割協議が進まない、あるいは登記ができない方のための救済措置であるというふうに思っておりますので、暫定的な法定相続分の登記、救済措置である相続人申告登記、これを最初に出してくるというのはやはり違っていきまして、やはりあくまでも遺産分割協議をしていくことが最初にあって、そのための暫定的な措置、救済的な措置をどうするかというふうに考えていかなければいけないと思っております。この遺産分割協議の促進について、司法書士会としては登記の専門家としてサポートしていきたいと思っております。

———川合孝典参議院議員から今川参考人への質問

【川合孝典参議院議員】 土地所有権の国庫の帰属に関する法律の内容について、今回この法律改正で、相続を機に土地を手放したいとお考えになられている方々にとっては大変大きな期待を寄せていただいているものと理解しておりますが、国庫に帰属される土地については、その後、国が管理コストを当然支払わなければいけないということから、一定の要件が定められなければいけないというのは当然のことと思いますが、今回この法案における法務大臣の国庫帰属の承認要件を見てみると、相当に様々なハードルが課せられていますが、司法書士及び実務家のお立場として、このハードルを今後、将来的に見直していくにあたってどういうことを考える必要があるのか、ご質問させていただきます。

———これに対する今川参考人の回答

【今川参考人】 御指摘のとおり、今回の制度は所有権の放棄制度という性格のものではないと理解しております。国の管理コストに加えてモラルハザードの問題、土地基本法で定められた所有者としての責務に反する行為をすることもありますので、様々な要件が設けられて、結果的に我々も広く国庫帰属を認めていこうという趣旨ではないように思われます。ただ、我々実務を行う上で土地を手放したい、相続をしたくない、管理ができない、有効に利用できない、子供に残しておきたくない、寄付をしたい、という要求、要望は数多く聞きます。実は、今回の法案の成立で期待をしていた国民の方はたくさんおられるのではないかというふうに思いますので、こういう形で落ち着いたこと自体はまずは認めておりますが、この内容は国民にしっかりと周知をしていく必要があると思います。それと、5年後に見直しをするという見直し条項がこの法律には入っていますので、しっかりと見直しを先生方にさせていただきたいということと、我々としては、実務の運用の実績を見て、その検討課題を先生方にまた御提示していきたいと思っております。

———なお、申告登記の増加が懸念されることに対する実務的な対応について、今川参考人は、次の発言をしている

【今川参考人】 相続人申告登記だけをしてそのまま放置されるということが懸念されます。遺産分割協議を経た確定的な権利者の登記をしていくというのが本来の目的でありまして、何らかの形でそれができない場合に法定相続分による登記をすることがありますが、それはやはり未分割の状態を表す暫定的なもので、それもままならないときには相続人申告登記という救済措置もあるというふう考えるべきだと思います。一方、登記は公示制度でありまして、その登記簿を見る人の立場からすると、全く登記がされていない状態、法定相続分で住所、氏名、持分まで入っている状態、それと相続人申告登記の状態というのを考えたときに、少なくとも相続人申告登記の場合は連絡先くらいは分かるようになっている意味で、その登記情報を見る人からすればある程度有用なものであることは間違いありません。ただ、そこで終わらせるかどうかは我々の責任でもあろうかと思っておりますので、遺産分割を促進して確定的な登記がされるよう我々専門家がしっかりとサポートしていくべきと思っております。

———また、国民への周知徹底の必要性について、今川参考人は、先の令和3年3月19日衆議院法務委員会において、次の発言をしている

【今川参考人】 所有者不明土地問題と司法書士の実務との関係でございますが、所有者不明土地問題の発生大きな要因として、相続登記や住所、氏名の変更登記が未了となっていることが挙げられております。一方、相続登記を含む不動産登記の大部分は司法書士が代理人となって申請をしております。我々は登記の専門家であると自負しております。したがって、国家的課題とも言える相続登記等の促進は、まさに我々にも与えられた課題であるというふうに理解をしております。そのほかにも、相続人の中に高齢者が含まれており、遺産分割協議を行うために成年後見人を選任するという例が少なくありません。司法書士は、家庭裁判

所への成年後見開始の申し立てをサポートするとともに、成年後見人に就任して、遺産分割協議等も遂行しております。

相続登記等の義務化と過料の制裁は、確かに新たに、国民に負担を課すこととなります。単に相続登記を義務化するだけでは直ちに問題の解決にならず、国民への周知を徹底し、土地基本法に規律されている土地所有者の責務等を含めて新制度に対する理解を得ることがまず必要であり、併せて、義務化を実効性あるものとするための負担軽減措置をパッケージとして導入することが必要であります。また、民法や不動産登記法の改正とは別に、個人で管理したり流通に乗せることが困難な土地の受皿としてのランドバンクのような施策も併せて取り入れることも必要であると考えております。

当連合会では、昭和60年頃から、「相続登記はお済みですか月間」と題し、相談会の開催など、相続登記の促進に関する事業を実施しております。また、平成28年頃からは、法務局と各司法書士会とが連携し、未来につなぐ相続登記プロジェクトとして、国民に対し、相続登記の重要性を周知するための活動を全国的に展開しております。また、所有者不明特措法に基づいて平成30年度からスタートしている法務局による長期相続登記未了の土地の解消作業については、全国の法務局の入札において、全て司法書士の団体が落札し、法定相続人の調査を実施しております。そのほか、相続に関する研修会、講習会、シンポジウムの開催などを通じ、相続登記の重要性を訴えかけているところであります。



◆附帯決議第10項（参議院は第12項）

———令和3年4月15日 参議院法務委員会において、伊藤孝江参議院議員から今川参考人への質問

【伊藤孝江参議院議員】 今回、氏名又は名称及び住所の変更の登記も義務化が課せられます。これも国民の皆様には新たな負担を掛けてしまうという点では同じかと思っています。その一方で、所有者不明土地の原因というか、実態のひとつとしてこの住所変更登記の未了があり、この住所変更の登記をいかに推進をしていくかというのも大きな課題だと考えております。この申請がしっかり行われるためにも、どのような負担軽減策を講じていけばいいのかをお考えをお聞かせいただければと思います。

———これに対する今川参考人の回答

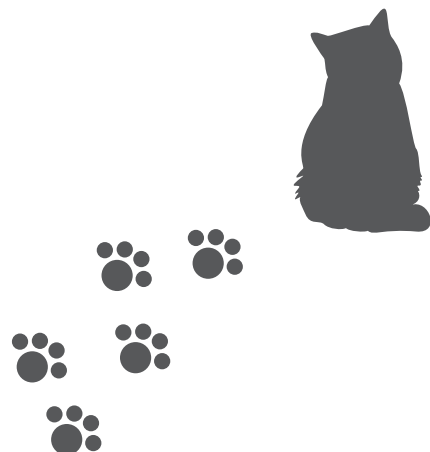
【今川参考人】 御指摘のとおり、氏名又は名称及び住所の変更登記の義務化というのは、これも国民の皆さんに新しい義務を課すものであります。ただ、今回の法案の中に示されていますが、将来的には、登記官において、住基ネットや商業・法人登記システムと連携をし、そこへアクセスすることによって定期的に住所変更等の情報を登記官が入手して、職権で名義人の氏名又は名称及び住所の変更の登記をする仕組みが整備されることになっておりますので、その点、国民の負担が軽減されるものと思っております。ただ、職権でやるのが個人情報やプライバシーの問題にならないかという観点ではありますが、そもそも今、登記情報は公開をされております。個人情報であるから登記情報を少なくすべきだという議論と、不動産、特に土地は国土であり、また、管理の仕方によっては周囲に大きな影響を与えるから登記情報はもっと豊かにするべきであるという一方の考え方もあります。これは登記情報をどうするか、そして公示制度をどうするかという根本的な問題でありまして、これから長期間時間を掛けて解決をしていく問題だと思っております。

———嘉田由紀子参議院議員から今川参考人への質問

【嘉田由紀子参議院議員】 今回、相続登記の義務化により多くの関係者の負担が増えると思うんですが、折しも今、デジタル改革関連法案が衆議院を通過いたしまして、参議院でも審議が始まりました。このデジタル技術を活用することによりまして、国民あるいは関係者の負担が軽減されるような施策は考えられるでしょうか。

———これに対する今川参考人の回答

【今川参考人】 相続登記においてはまず戸籍を集めていくという作業がどうしても必要であって、それが大きな負担になりますので、オンラインで取得、請求することができると国民や我々資格者の利便性は大幅に向上すると思っておりますので、是非オンラインによる戸籍の請求の実現をしていただきたいと思っております。それから、マイナンバーカードが普及しますと、登記申請する際に印鑑証明書や住民票を添付する必要がなくなりますので、マイナンバーカードの普及も希望しているところです。ただ、マイナンバーカードの場合は、添付情報や委任状に付された電子署名が有効かどうかの確認をしなければなりません。実は、当連合会では、マイナンバーカードの電子署名について、全国の司法書士がどこにいてもその有効性を検証することができるシステムを自前で作り上げました。2月15日から稼働しております。多分、土業界で初めてではないかと思っております。今後も、デジタル化社会に対応することができるように当連合会で活動していきたいと思っております。



「民法の一部を改正する法律案」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案」に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 経済価値の乏しい相続土地の国庫帰属については、申請人の負担軽減の必要性も踏まえ、承認要件や申請人の費用負担の在り方を検討するとともに、施行後五年間の運用状況を踏まえ、検討を行うに当たっては、土地所有権の放棄の在り方、承認申請者の要件、国庫帰属後の土地の利活用の方策その他の事項についても検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。また、承認申請があった際には、関係機関や地方公共団体との連絡・連携を密にし、土地の有効活用の機会を確保するよう、地域の実情に沿った運用に努めること。
- 2 相続登記等の申請の義務違反の場合において、法務局における「正当な理由」の判断や裁判所に対する過料事件の通知の手続等過料の制裁の運用に当たっては、透明性及び公平性の確保に努めるとともに、DV被害者の状況や経済的な困窮の状況等実質的に相続登記等の申請が困難な者の事情等を踏まえた柔軟な対応を行うこと。
- 3 相続人申告登記、住所等の変更登記をはじめとする新たに創設する職権的登記について、登記申請義務が課される者の負担軽減を図るため、添付書面の簡略化に努めるほか、登録免許税を非課税とする措置等について検討を行うとともに、併せて、所有者不明土地等問題の解決に向けて相続登記の登録免許税の減免や添付書面の簡略化について必要な措置を検討すること。
- 4 在留外国人が各種相続手続に必要な書類を収集することに困難を伴う例があることなどを考慮し、在留外国人の身分関係を証明しやすくするための取組について、必要な検討を行うこと。
- 5 遺産分割協議が行われ、その結果を登記に反映させることは確定的な権利帰属を促進し、不動産所有権の分散化の防止につながるもので、本改正の趣旨にも沿うものであることから、関係機関及び専門職者は連携体制を強化し、その促進に向けて、積極的に周知広報を行うこと。
- 6 登記官が他の公的機関から死亡等の情報を取得し、職権で登記に符号を表示するに当たっては、死亡等の情報が迅速にかつ遺漏なく登記に反映されるよう、情報収集の仕組みについて更に検討し、必要な措置を講ずるとともに、死亡者課税を極力避けるべく死亡者の情報についての各種台帳相互の連携を図ること。
- 7 両法案に基づく新たな所有者不明土地対策としての各種施策を着実に実施し、所有者不明土地問題の解決を図るため、法務局の十分な人的体制及び予算の確保を図ること。
- 8 所有者不明土地等問題の地域性や土地等の種類に応じ、それぞれの実情を踏まえた解決に向けて、効率的な管理と申立人の負担の軽減を趣旨とする所有者不明土地等の新たな財産管理制度の諸施策を実施するに当たっては、司法書士や土地家屋調査士等の専門職者の積極的な活用を図るとともに、制度の趣旨及び請求が可能な利害関係人や利用ができる事例等について周知を図ること。また、財産管理制度において、管理人による土地等の処分に対する裁判所の許可が適切になされるよう、借地関係等の利用状況や売買の相手方を慎重に調査すべきことを関係者に周知徹底するとともに、本法施行後の実務の運用状況を踏まえ、必要に応じて裁判所の許可に対する利害関係人の不服申立て制度の導入等を検討すること。
- 9 今回の所有者不明土地対策のための見直しは国民生活に重大な影響を及ぼすものであることから、国民全般に十分に浸透するよう、積極的かつ細やかな広報活動を行い、周知徹底に努めるとともに、本法施行前に発生した相続について相続登記等の申請義務化に関する規定や遺産分割に関する規定が適用されることについては、国民の混乱を防止する観点から、特に周知徹底を図ること。（この際、法律専門職者との連携に努めるとともに、広報に必要な予算の確保に努めること。）
- (10) 隣地使用権や導管設置権を始めとする新たな相隣関係の諸規定については、広く国民に周知をするほか、導管の設置等に関わる地方公共団体や事業者等にも周知広報を行うこと。
- (11) 所有者不明土地対策の観点から進められている、長期相続登記等未了土地解消作業、表題部所有者不明土地解消作業、法務局における遺言書の保管制度等の諸施策については、司法書士、土地家屋調査士等の専門職者の活用を図りつつ、より一層推進していくこと。
- 10 (12) 法定相続人の範囲の特定に係る国民の負担に鑑み、令和五年度から実施される戸籍証明書等の広域

交付の実施状況等を踏まえ、更なる負担の軽減策について検討するほか、所有者探索に関して、国や地方公共団体から委託を受けた専門家の調査における戸籍証明書等の取得の手續の円滑化についても、オンライン化等を含め、検討すること。

- 11 (13) 国土の有効利用を図る観点から、国土調査事業及び地図作成事業を迅速に実施して不動産登記法第十四条地図を整備し、土地の筆界の明確化を図るよう努めるとともに、ランドバンクの果たすべき役割について検討するとともに活用の強化を図るほか、新たに創設される管理不全土地管理命令についての地方公共団体の長による申立てを認めることを検討すること。

※ () 部分は参議院附帯決議に追加された事項。

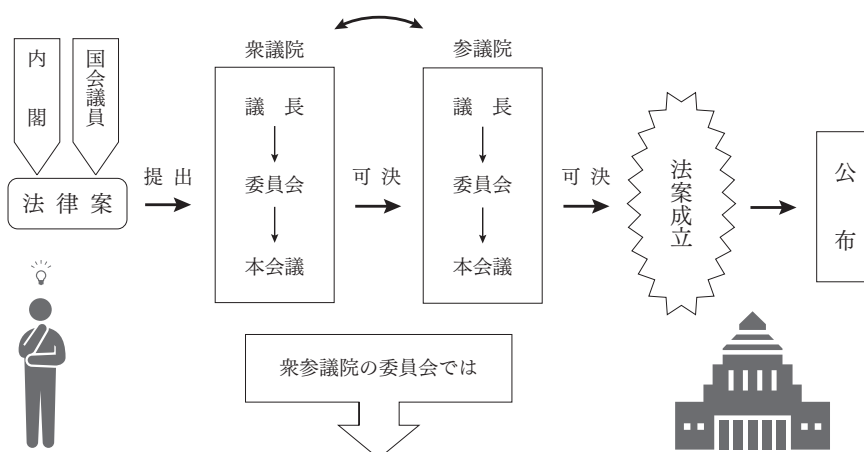
附帯決議とは

政府が法律を執行するにあたって留意事項を示したのですが、実際には条文を修正するには至らなかったものの、これを附帯決議に盛り込むことにより、その後の運用に国会として注文をつけるといった態様のものもみられます。附帯決議には、政治的効果があるのみで、法的効力はありません。こうして委員会で可決された法律案は、本会議に上程され同一会期に両院で可決されると、政府による交付手續を経て法律となります。

附帯決議は官僚にとって必ず検討しなければならない事項で、滅多に入るものではなく、附帯決議に入るということは凄いことです。



法律ができるまでの流れ



趣旨説明	委員会では、提案者（国会議員が提出した場合は提出者、内閣提出法律案は担当大臣）から、提案した理由等の趣旨説明をします。 質疑では、各委員が提案者や国務大臣、政務次官等へ疑問点を質問したり、考え方を聞いたりします。
質 疑	
討 論	
採 決	



本号 9 頁からの記事にあるように、2021 年 3 月 19 日の衆議院法務委員会と同年 4 月 15 日の参議院法務委員会で、日本司法書士連合会の今川嘉典会長が参考人として出席し、相続登記義務化の法改正について意見を述べられました。

空き家・所有者不明土地問題 アーカイブ

東京司法書士政治連盟では早くから空き家問題、所有者不明土地問題に対応すべく、運動を展開し、「青い空」でもその活動を伝えてきた。

ここでは、過去「青い空」(59号(平成25年12月号)～70号(令和元年7月号))に掲載された空き家・所有者不明土地問題に関する記事をピックアップし、これまでの活動を振り返ってみたい。なお、記事をそのまま抜粋する関係で役職等は当時のままである。

青い空59号——巻頭言

平成25年3月8日、自由民主党に「空き家対策推進議員連盟」が発足し、空き家対策法案の成立に向けて動き出しました。さっそく、神奈川県司法書士会・神奈川県司法書士政治連盟と共に、空き家対策推進議員連盟の議員に陳情をしました。

①法案成立の進捗状況、②法務省の関与、③所有権の制限に関すること、④所有者等の相続人の調査確定作業の重要性、⑤不在者財産管理人・相続人不存在のときの相続財産管理人について、⑥司法書士の活用と必要な法整備、などの意見・情報交換をしました。

青い空60号——巻頭言

空き家対策への取組みが広がりつつあることは、司法書士の職域としても、社会貢献・プロボノ活動としても興味深く、今後の展開が期待される。東京司法書士会にも対策部門がほしいところである。空き家問題への取組みは、市民に司法書士の存在や仕事をアピールする絶好の機会であり、すぐに成果が見えることだけでなく、その社会問題に対して多様な関連団体とどのようにかかわっていくのかのプロセスにおいて行動を積み重ねることも重要なことだと考えている。

青い空62号——現在取り組んでいること

当政治連盟の運動方針の中から、現在特に力を入れて取り組んでいることについて、お話をさせていただきたいと思います。1点目は、空き家対策です。平成27年5月26日から空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「空家対策特別措置法」という)が完全施行され、空き家対策において司法書士が関与する局面は、不動産登記、成年後見制度の利用、相続問題、不動産の権利調査、相続財産管理人や不在者財産管理人の選任など多岐にわたると想定されます。2点目は、住民票・戸籍の附票の保存期間伸長です。空き家対策・耕作放棄農地・管理放棄森林・未登記道路における所有者不明の問題、年金問題など5年の保存期間ではあまりに短いと言わざるを得ません。すでに5年を超えて保存する自治体も出てきていますので、ぜひ、これを広めていきたいと考えています。

青い空63号——巻頭言

当政治連盟では、法の制定以前から、空き家問題に対して司法書士機能がどのように機能できるかについて、関係方面と協議してきました。平成26年4月、自治体の空き家条例について、区議会議員を招いてその背景やどのような機能がかわっていくべきか等の勉強会を開催し、本誌60号にて広報しました。その後、同年5月に先進会の神



奈川県司法書士会（以下、「神奈川県」という）の空き家問題対策委員会に参加し、同年10月には清家亮三東京会会長らと中山弘子新宿区長（当時）を訪問し、司法書士職能が空き家問題に具体的にどのように機能するかを広報しました。また、小倉將信自民党衆議院議員との町田支部勉強会をきっかけに本誌が媒体となって、同年11月には国土交通省住宅局住宅政策課と意見交換の機会に恵まれました。さらに、東京都では5月に全区市町村を招集して、法の流れや、現況調査や相談体制等実施体制に対する国の指針、その補助についての説明があり、秋田一郎都議会議員の政策セミナーにて質問したところ、東京都都市整備局の担当者からご連絡いただき、意見交換もしています。

青い空65号——Report（丸川珠代大臣表敬訪問）

当政治連盟としては、空家等対策の推進に関する特別措置法について、同法附則に基づく見直しの際に、自治体が利活用に関して具体的な提案ができる法整備を要望していくとともに、所有者探索のためのツールの確保として住民票除票等の保存期間伸長について今後とも要望していく。

青い空66号

——竹谷とし子参議院議員との政策勉強会

平成29年2月14日(火)、東京司法書士会会長室において、東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）顧問である竹谷とし子公明党参議院議員と竹谷議員の政策秘書を囲んで、相続登記未了・所有者不明土地問題の現状と相続登記推進するために何が障害となるのかについて政策勉強会が開催され、現状の把握と課題について情報提供・意見交換をして、政策要望を取りまとめた。



——特集2（空き家問題と政治連盟の取組み）

今、自治体から司法書士（会）に対して、空き家対策などにおける所有者調査の依頼や委託が始まっているが、登記情報から所有者を探索するには、除住民票等がなくては調査ができないのである。また、前述のとおり、相続登記推進が国家プロジェクトになっているところ、その推進にあたって何が障害なのかと国土交通省等から質問を受けることがあるが、その障害の一つの要因は除住民票等が廃棄されてしまうことである。除住民票等の保存（廃棄の阻止）は、相続登記推進における所有者探索において重要なのである。実務を担う現場から、そのことを今強く発信すべきチャンスではないだろうか。

青い空67号——会長対談（本会と政治連盟の連携）

当時は本会も日本司法書士会連合会（以下、「連合会」という）もまだこの問題に取り組んでいなかったところ、私（注：大竹会長）が、「青い空」60号（平成26年7月発行）に書いた「空き家問題対策と司法書士の社会貢献」という巻頭言が、町田市の小倉將信衆議院議員の目にとまったというか、そこに働きかけたのですが、同年11月に国土交通省住宅局住宅政策課との意見交換の機会を得まして、その後、平成27年2月に基本方針が出ましたので、タイミングとして間に合ったということですね。この意見交換の機会を活かしたことで、自治体の協議会への参画につながっています。

青い空69号——住民票の除票等の保存期間延長に関する地方自治法99条の意見書

当政治連盟では、あり方研究会で得られた結論が、法改正までの検討期間の間に質的に変容しないよう、また、法改正がなされ施行されるまでの数年の間に、自治体において住民票の除票等の記録が廃棄されないよう、自民党都連会長である鴨下一郎衆議院議員にご理解ご協力をいただき、区議連協（東京23区幹事長会）、三議連（三多摩市町村幹事長会）を通して、各区市町村議会に東京会・当政治連盟の要望をご通知いただくことができた。

青い空70号——50周年記念会長対談（本会と政治連盟の連携）

所有者不明土地問題に関しては司法書士サイドの附帯決議（編集部注：司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、以下同じ）の後順位にしていたら、議員のほうからこれは入れましょうと意見をいただきました。附帯決議第三の「空き家や所有者不明土地問題等諸課題の解決に当たっては司法書士……の有する専門的知見や財産管理……についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること」という、この部分は本当に、野中会長、東京会と一緒に空き家対策を東京司法書士政治連盟（以下、「東京政連」という）としてもやってきましたの

で、東京会の総意として動き、そういった成果が出てすごく嬉しいです。

私たち、司法書士が、今、相続登記推進ということでいろいろ運動展開した中で、除住民票等の保存期間延長、これもちょうど2019年4月24日に、いわゆるデジタル手続法と一括法案の中で、住民基本台帳法の施行令が5年から150年に、これも本当に議員の先生方の理解を得て、東京政連の近藤徹副幹事長が非常に動く者でして、各支部長と一緒に各議会を回りましてその効果もあってか、公布から施行までが20日間という、非常に短期間で実現しました。

※バックナンバーをご希望の方は東京司法書士政治連盟までご連絡ください。

**保佐人、補助人へのマイナンバー付き住民票の直接交付が可能に
——住民基本台帳事務処理要領の一部改正が東京司法書士政治連盟の働きかけにより実現——**

令和3年6月8日付けで総務省から各都道府県知事に対し、住民基本台帳事務処理要領の一部改正についての通知がなされた。これは、成年後見人等による個人番号（マイナンバー）の取扱いについての住民基本台帳事務処理要領を一部改正する通知（資料1）である。

これまで、マイナンバー付きの住民票の取得については、本人に代わって成年後見人等が申請する場合、成年後見人については受領することができたものの、保佐人、補助人については権限を有していても受領が認められず、本人あてに書留郵便で交付される取扱いとされていた。その原因は、交付の根拠となっている住民基本台帳事務処理要領において権限者が成年後見人に限定されていることによるものであったが、このたび、住民基本台帳事務処理要領の改正がなされ、代理行為目録にマイナンバーの受領権限がある場合はもちろん、その記載がなくても、代理行為目録記載の他の代理行為を行うにあたり、マイナンバー付き住民票が必要となる場合には、保佐人、補助人にも直接交付される取扱いに変更されたものである（資料2）。

この変更は、令和3年5月24日、公明党の大口善徳衆議院議員と東京司法書士政治連盟（以下、「当連盟」という）大竹由美子会長、近藤徹幹事長はじめ、当連盟会員との協議に際し、会員から、上記取扱いについての改善要望がなされたことがきっかけとなり、大口議員との緊密な連携により進められたものである。この要望を受け、大口議員が即座に対応。最高裁判所家庭局、総務省自治行政局に照会したところ、最高裁判所家庭局としては保佐人等の代理権限を認めている一方、行政の現場が対応できていない実態が判明し、その是正のため家庭裁判所の決定を行政の現場で尊重するようアドバイスし、調整にご尽力をいただいた。この間、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート矢頭範之理事長（当時）とも連携し、わずか2週間ほどで住民基本台帳事務処理要領の改正に至ったものである。

大口議員は成年後見制度推進はどうあるべきか、保佐・補助推進のインフラ整備として、その担い手たる司法書士の要望を真摯に受け止め、実現くださった。

当連盟は、これからも現場で活躍する会員の声を聞き、必要な制度改善があれば、友好議員と協力し、さらなる取組みを続けていく。

〔資料1〕 住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

総行住第80号
令和3年6月8日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長
(公 印 省 略)

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

民法第12条に規定される保佐人、同法第16条に規定される補助人については、同法第876条の4又は第876条の9の規定により、裁判所の審判を経て、特定の法律行為について代理権が定められることから、その代理権の範囲内において適正な事務を担保することができると考えられ、このことを明確化するため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長から各都道府県知事あて通知）の一部を下記のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては内容を承知の上、域内の市町村（特別区を含む。）に周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第2 実施期日

この通知は、通知の日から実施する。

【担当】

総務省自治行政局住民制度課

〔資料2〕 住民基本台帳事務処理要領新旧対照表（令和3年6月8日実施）

（傍線の部分は改正部分）

旧（現行）	新（令和3年6月8日実施）
<p>第2 住民基本台帳</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p>(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理</p> <p>エ 法定代理人による請求</p> <p>住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合において、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。</p>	<p>第2 住民基本台帳</p> <p>2 住民票の記載等の手続</p> <p>(4) 住民票コードの記載の変更請求があった場合の処理</p> <p>エ 法定代理人等による請求</p> <p>住民票コードの変更請求については、個人情報保護の観点からは、本人が自ら請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人並びに登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。この場合、法定代理人については、戸籍謄本その他その資格を証明する書類を提示させるとともに、当該法定代理人に係るア(イ)に掲げる書類により、法定代理人本人であることを確認する。ただし、本籍地が管内であり、市町村が法定代理人であることを確認できる場合は、市町村の判断により、戸籍謄本その他その資格を証明する書類の提示を省略することができる。また、保佐人及び補助人については、<u>登記事項証明書の代理行為目録により代理権が認められていることを確認するとともに、当該保佐人及び補助人に係るア(イ)に掲げる書類により、保佐人及び補助人本人であることを確認する。</u></p>
<p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ウ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。</p> <p>ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、<u>15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(ウ)-Aにより、本人の法定代理人である旨を確認できた場合には、当該法定代理人に対して、交付して差し支えない。</u></p>	<p>4 住民票の写し等の交付</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ウ) 自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る個人番号を記載した住民票の写し等の交付請求については、個人番号には、番号利用法第15条及び第19条において、提供の求めの制限、提供の制限等に係る規定が設けられていること等から、これらの規定に抵触するおそれがある場合は、個人番号の記載を省略した住民票の写しを交付することとともに本人又は本人と同一の世帯に属する者の請求により、これらの者に対してのみ交付することが適当である。</p> <p>ただし、同一世帯の者以外の代理人であっても、以下のいずれかに該当する場合には、当該代理人に対して、交付して差し支えない。</p> <p><u>A 15歳未満の者の法定代理人又は成年後見人からの請求であって、(ウ)-Aにより、本人の</u></p>

なお、上記以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない。）であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができる。この場合、個人番号の性格に鑑み、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する方法が適当である。

第5 その他

5 本人確認情報の開示、訂正等

(1) 本人確認情報の開示

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)-エに準じて取り扱う。

法定代理人である旨を確認できた場合。

B 保佐人又は補助人からの請求であって、登記事項証明書の代理行為目録により、個人番号を記載した住民票の写しの受領について代理権を有していると認められる場合。

例えば、代理行為目録に、住民票の写し及び個人番号関連書類の受領が定められている場合や、住民票の写しの受領のみ定められているが、個人番号を記載した住民票の写しを利用する行為（預貯金の新規口座開設など）が代理行為目録に定められている場合などが考えられる。

なお、上記以外の代理人（法定代理人、任意代理人の別を問わない。）であっても、(ウ)により、代理権限を有することが確認できる書類を付して請求を行うことができるが、この場合、個人番号の性格に鑑み、代理人に対して直接交付することは行わず、請求者本人の住所あてに郵便等により送付する方法が適当である。

第5 その他

5 本人確認情報の開示、訂正等

(1) 本人確認情報の開示

カ 本人確認情報の開示請求については、本人からの請求により、当該本人に対して開示する制度であるので、本人自らが請求をするべきであるが、未成年者や成年被後見人のように自ら請求することが困難な者もあることから、未成年者及び成年被後見人の法定代理人、登記事項証明書の代理行為目録により当該請求の代理権を有していると認められる保佐人及び補助人に限り、本人に代わって請求することができることとするのが適当である。その場合の取扱いは、第2-2-(4)-エに準じて取り扱う。

お知らせ

東京司法書士政治連盟 第52回定時大会

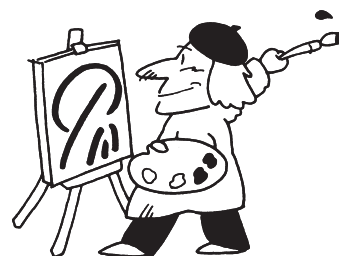
日時：令和3年8月19日(木)

午後5時開会

場所：日司連ホール（新宿区本塩町4番37号）
司法書士会館地下1F

東京政連事務局 TEL03-3353-9146

※会員皆様方の積極的なご参加をお待ちしております。





黄綬褒章受章に際して

新宿支部総務 櫻井 清

このたび、令和2年秋の黄綬褒章受章の榮譽に浴し、身の引き締まる思いであります。これもひとえに、永く国民のために司法書士制度を支え発展させてこられた諸先輩や皆様のご尽力があればこそのものであることを自覚し、今後も司法書士制度発展のために微力を尽くしてまいり所存です。

私が受章させていただいたのは、東京司法書士会および日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）の役員を合計16年間務めたことが大きな要因だと思います。中でも、日司連の役員として、空き家・所有者不明土地問題に深く取り組んできた諸々のことを印象深く記憶しています。

私は、平成27年7月から、日司連副会長として、日司連空き家・所有者不明土地問題等対策部（以下、「対策部」という）部長に就任しました。対策部には東京司法書士政治連盟大野寿久前会長および大竹由美子会長も参加されていました。

平成27年8月23日、対策部により「全国空き家問題110番」が実施され、日司連ホールに電話を20台設置し、東京、神奈川、埼玉各会から派遣された相談員および対策部構成員合計40名で待機、ニュース番組でその模様が放映されると、電話が鳴り続け、合計377件の相談をお受けいたしました。相談内容で、土地・建物を手放したいというものが多かったことが印象的でした。

そのほか、国土交通省国土政策局が平成27年4月に設置した「所有者の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」に、第4回から日司連の派遣委員として参加しました。同検討会において、所有者不明土地の所有者探索には住民票または除住民票が必要だが、除住民票が5年しか保存されず所有者探索に支障があるとして、除住民票の保存期間の延長が必要である旨をアピールしま

した。

平成28年3月には、検討会から地方自治体職員向けに「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン〔第1版〕」（日本加除出版）が発刊され、ガイドラインを作成するにあたり、日司連は全面的に協力し、国土交通省担当官と何度も協議を重ねました。それまで国土交通省担当官は司法書士のことをよくご存じなかったようですが、これを契機に国土交通省国土政策局は司法書士をよく理解していただいたと思います。その結果、同ガイドラインに司法書士、司法書士会、日本司法書士会連合会という文字が100カ所以上記載され、大いに司法書士をアピールすることができました。

平成28年3月15日には、上記ガイドラインの発刊を記念して、山野目章夫教授のお声かけにより座談会が開催されました（山野目章夫ほか「所有者の所在の把握が難しい土地の取扱いに関する実務対応（上）・（下）」NBL1074号・1075号）。

現在、相続放棄土地の国庫帰属問題は法律が制定されることとなりました。また、私が対策部部長就任中に関与した除住民票保存期間延長問題は、政治連盟の活発な活動により、保存期間が5年から150年に延長される住民基本台帳法施行令が、公布から施行まで20日間という非常に短期間で実現されたこと、また、国または地方公共団体から受託した相続人調査業務における戸籍謄本等の職務上請求書使用可能となったこと等を目の当たりにし、まさに、司法書士会と政治連盟の協調、協働により制度が改革、改善されていくのだということを実感しました。

最後になりますが、今後も、司法書士会と政治連盟の強い連携により、制度改革がなされていくことを確信し、寄稿文とさせていただきます。

東京司法書士政治連盟活動日誌

令和2年

- 11月1日(日) 荒川区長選挙告示日応援
- 11月4日(水) 鴨下一郎衆議院議員の会
- 11月9日(月) 大塚拓衆議院議員の会
- 11月10日(火) 都議会自民党政務調査会、峯尾始参与訪問
- 11月11日(水) 新宿区戸塚地域福祉会議、総務大臣政務官宮路拓馬衆議院議員訪問
- 11月12日(木) 小倉將信衆議院議員政経セミナー
- 11月13日(金) 階猛衆議院議員早朝セミナー、都議会公明党事務局長訪問、木村基成都議会都民ファーストの会議員訪問、東京都住宅政策本部訪問、岡本三成衆議院議員の会
- 11月16日(月) 越智隆雄衆議院議員早朝セミナー、長島昭久衆議院議員セミナー、高木啓衆議院議員訪問(王子事務所)、山下貴司衆議院議員訪問(衆議院議員会館)
- 11月17日(火) 23区特別区長会事務局訪問、中屋文孝都議会自民党議員の会(山崎一輝都議会自民党幹事長等)
- 11月18日(水) 新宿区戸塚出張所相談会
- 11月19日(木) 新宿区住宅課居住支援協議会、北新宿地域交流館訪問(出前講座)、中小企業庁訪問(日司連)、鈴木隼人衆議院議員事務所訪問
- 11月20日(金) 東京都市長会・東京都町村会訪問
- 11月24日(火) 公明党司法書士制度推進議員懇話会宛て日司連政策要望、山田美樹衆議院議員の会
- 11月25日(水) 丸川珠代衆議院議員の会、都知事要望調整、日司連空き家・所有者不明土地問題対策部
- 11月26日(木) 木村基成都議会都民ファーストの会議員懇談、空き家問題等対策委員会
- 11月28日(土) 日司政連ブロック代表者会議
- 11月30日(月) 越智隆雄衆議院議員早朝セミナー、高木陽介衆議院議員政経フォーラム、養育費不払い問題にかかる意見交換会事前協議
- 12月2日(水) 石原伸晃衆議院議員セミナー
- 12月3日(木) 都行政部長訪問、養育費不払い問題に

- かかる意見交換会(養育費担当課長、少子社会対策部部長)、公明党会議室(古城将夫都議会公明党議員)
- 12月7日(月) 小田原潔衆議院議員国政報告・意見交換会(立川市市民会館)
- 12月8日(火) 東京都空き家部署要望書提出、越智隆雄衆議院議員事務所政策秘書打合せ
- 12月9日(水) 新宿区戸塚地域福祉会議、太田昭宏衆議院議員政経懇談会(岡本三成衆議院議員)
- 12月10日(木) 小田原潔衆議院議員セミナー
- 12月11日(金) 後藤田正純衆議院議員セミナー
- 12月14日(月) 松島みどり衆議院議員セミナー、都知事予算要望、鈴木隼人衆議院議員セミナー
- 12月15日(火) 全国市長会立谷秀清市長訪問(相馬市長)
- 12月16日(水) 木原誠二衆議院議員早朝セミナー
- 12月17日(木) 日司連空き家ワーキングチーム
- 12月18日(金) 松原仁衆議院議員早朝セミナー、辻清人衆議院議員の会
- 12月21日(月) 石原宏高衆議院議員セミナー
- 12月22日(火) 空き家問題等対策委員会
- 12月23日(水) 法務省訪問(民事第二課長・参事官等)
- 12月24日(木) 清水庄平立川市長訪問(東京都市長会会長。小田原潔衆議院議員同行)
- 12月25日(金) 大口善徳衆議院議員訪問

令和3年

- 1月7日(木) 役員会
- 1月12日(火) 空き家問題等対策委員会
- 1月13日(木) 新宿区戸塚地域福祉会議
- 1月16日(土) 日司政連常任幹部会
- 1月18日(月) 都議会議員選挙三雲崇正候補出馬挨拶
- 1月19日(火) 新人研修政連挨拶撮影
- 1月21日(木) 新宿区北新宿地域交流館訪問、永原隆誉新宿区議会議員へ報告、岡本三成衆議院議員打合せ(新型コロナウイルスに関連する給付金)
- 1月22日(金) 千代田区長選挙推薦状届け、大口善徳衆議院議員訪問、空き家問題等対策委員会

1月23日(土)	日司政連幹部会		問、高井崇志衆議院議員訪問
1月26日(火)	財務・正副会長会議	3月18日(木)	稲富修三衆議院議員訪問、山下貴司衆議院議員訪問、深澤陽一衆議院議員訪問
1月30日(土)	日司政連運動方針打合せ		
2月1日(月)	空き家問題等対策委員会	3月19日(金)	衆議院法務委員会傍聴、お礼挨拶廻り・速記録依頼、東京都空き家対策連絡協議会、日司政連幹部会、東京会企画部合同委員会
2月3日(水)	6団体長連絡協議会		
2月4日(木)	日司政連運動方針編集会議	3月20日(土)	日司政連ブロック代表者会議
2月5日(金)	東京都空き家対策専門家会議、足立区老朽家屋審議会、現地視察後審議会	3月22日(月)	石原伸晃衆議院議員国政報告会、会館にて磯山亮候補選挙ハガキ、長島昭久衆議院議員セミナー、池田真紀衆議院議員訪問、松平浩一衆議院議員訪問、階猛衆議院議員訪問
2月9日(火)	大口善徳衆議院議員事務所訪問（相続土地国庫帰属法案）、東京会空き家問題等対策委員会	3月23日(火)	衆議院法務委員会傍聴
2月10日(水)	新宿区戸塚地域福祉会議	3月24日(水)	衆議院法務委員会、速記録依頼、大口善徳衆議院議員訪問、附帯決議
2月12日(金)	大口善徳衆議院議員事務所訪問、鈴木隼人衆議院議員事務所訪問、石原伸晃衆議院議員事務所訪問、東京会空き家研修（北村喜宣教授・法務局統括登記官）、法人向け会費徴収依頼発送	3月25日(木)	階猛衆議院議員訪問、大口善徳衆議院議員訪問
2月15日(月)	小倉將信衆議院議員事務所訪問、新宿区地域包括ケア推進課長訪問	3月26日(金)	塩崎恭久衆議院議員訪問、大口善徳衆議院議員訪問、河村建夫衆議院議員訪問（河村建夫在職30周年お祝）
2月17日(水)	司法書士の財産管理に関する活用	3月27日(土)	日司政連会議、日司連所有者不明法改正研修
2月18日(木)	日司政連運動方針作成委員会、都議会自民党政務調査会より小平市長選挙支援依頼、中野区自民党より都議会議員選挙候補発起人依頼	3月28日(日)	日司連相続登記義務化等研修
2月21日(日)	日司政連運動方針会議	3月29日(月)	鈴木隼人衆議院議員セミナー、空き家問題等対策委員会、北村喜宣教授打合せ、小倉將信衆議院議員の会
2月23日(火)	小金井市議会より推薦依頼	3月31日(水)	木原誠二衆議院議員早朝セミナー
2月25日(木)	青司協定時総会	4月1日(木)	広報委員会
2月26日(金)	日司政連臨時大会、新宿支部研修（小澤吉徳日司連副会長）	4月5日(月)	政策法規委員会
2月27日(土)	オンライン化検討会、選挙関連会議、運動方針会議	4月6日(火)	広報委員会
3月1日(月)	法人協との意見交換会	4月7日(水)	日司政連打合せ、竹谷とし子参議院議員訪問
3月3日(水)	大口善徳衆議院議員事務所訪問	4月8日(木)	金田勝年衆議院議員の会（日司政連）
3月6日(土)	新宿区地域福祉会議イベント参加、日司政連幹部会	4月9日(金)	井出良輔都議会議員推薦状届け、日司政連法務委員会打合せ、真山勇一議員訪問（参議院法務委員会参考人質疑者・立憲民主党）、平将明衆議院議員フォーラム
3月8日(月)	東京会空き家問題等対策委員会		
3月10日(水)	政策法規委員会、大口善徳衆議院議員訪問、衆議院法務委員会参考人質疑	4月12日(月)	豊田俊郎参議院議員訪問（参議院法務委員会参考人質疑者・自民党）、山下貴司衆議院議員訪問、川合孝典参議院議員訪問（参議院法務委員会参考人質
3月11日(木)	山下貴司衆議院議員訪問、日司連研修ビデオメッセージ依頼		
3月12日(金)	都議会議員選挙対委員会		
3月15日(月)	広報委員会		
3月17日(水)	小平市長磯山亮候補支援、松本洋平衆議院議員地元事務所・選挙事務所訪		

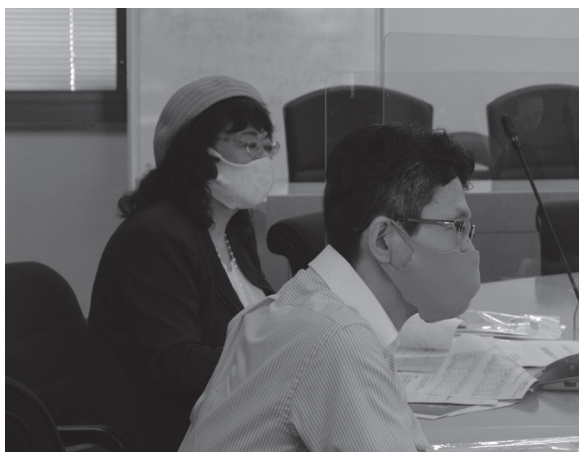
4月13日(火)	疑者・国民民主党) 参議院法務委員会傍聴、伊藤孝江参議院議員訪問(参議院法務委員会参考人質疑者・公明党)、嘉田由紀子参議院議員訪問(参議院法務委員会参考人質疑者・無党)、大口善徳衆議院議員訪問(設立時実質的支配者申告)、志公会出席	4月28日(水)	大口善徳衆議院議員訪問、新宿支部総会
4月14日(水)	新宿区戸塚地域福祉会議、中山泰秀防衛副大臣兼内閣府副大臣の会、高良鉄美参議院議員訪問(参議院法務委員会参考人質疑者・無党)訪問	4月29日(木)	日司政連事務局会議
4月15日(木)	濱地雅一衆議院議員秘書都議選打合せ、参議院法務委員会参考人質疑傍聴、伊藤孝江参議院議員附帯決議陳情、参考人質疑者お礼挨拶廻り、豊田俊郎参議院議員附帯決議陳情、川合孝典参議院議員附帯決議陳情、真山勇一参議院議員附帯決議陳情	4月30日(金)	河西宏一議員打合せ、政策法規委員会
4月16日(金)	塩崎恭久衆議院議員早朝セミナー、中川雅治参議院議員訪問、小川敏夫参議院議員訪問、竹谷とし子参議院議員訪問、階猛衆議院議員訪問、古川元久衆議院議員訪問、資格者幹事長会議打合せ(保岡興治議員元秘書)	5月7日(金)	日司連空家ワーキングチーム
4月17日(土)	オンライン化検討会	5月8日(土)	日司政連幹部会
4月19日(月)	古川元久衆議院議員セミナー、吉住栄郎都議会議員選挙候補打合せ、区議会自民党	5月10日(月)	都議会議員選挙大口善徳衆議院議員同行(町田支部)
4月20日(火)	松島みどり衆議院議員企業活力研究会、新人研修名刺交換会	5月11日(火)	都議会議員選挙打合せ、新宿区議団
4月21日(水)	新宿支部戸塚相談会打合せ(戸塚出張所長)、鴨下一郎衆議院議員ランチョンセミナー、岡本三成衆議院議員打合せ	5月12日(水)	議会議員選挙対委員会
4月22日(木)	山下貴司衆議院議員訪問、山田美樹衆議院議員訪問	5月13日(木)	秋田一郎候補推薦状お渡し、鈴木秘書打合せ、広報委員会
4月23日(金)	日司政連大会準備打合せ	5月15日(土)	高島直樹候補事務所開き推薦状お渡し、東京会総会
4月24日(土)	日司政連大会、日司政連事務局会議	5月16日(日)	荒木千陽都議会都民ファーストの会議員事務所開き推薦状お渡し
4月26日(月)	日司政連大会来賓お礼、河村建夫衆議院議員訪問、塩崎衆議院議員訪問、大口善徳衆議院議員訪問	5月17日(月)	都議会議員選挙大口善徳衆議院議員同行(豊島支部・目黒支部)、大口善徳衆議院議員事務所、法務省面談
4月27日(火)	吉住栄郎候補推薦状届、日司連より登記関連要望連絡	5月18日(火)	日司政連新体制挨拶(河村建夫衆議院議員・盛山正仁衆議院議員・濱地雅一衆議院議員・古川元久衆議院議員・上川陽子法務大臣等)、政策法規委員会
		5月19日(水)	保坂真宏候補推薦状お渡し(日司連会館)、柴崎幹男候補推薦状お届け(事務所)
		5月20日(木)	本橋巧候補推薦状お届け(事務所)、会長・幹事長会議、山崎一輝候補推薦状お届け(事務所)
		5月21日(金)	中屋文孝候補推薦状お届け(事務所)
		5月24日(月)	都議会議員選挙大口善徳衆議院議員同行(北・荒川支部、足立区)、マイナンバー付住民票の申請・受領権限、最高裁家庭局・総務省自治行政局、拡大理事会
		5月25日(火)	赤羽一嘉国土交通大臣秘書・古城将夫議会公明党議員、広報委員会
		5月26日(水)	増子ひろき候補推薦状お渡し(会館)、会長・幹事長会議(大田区状況)
		5月27日(木)	吉住はるお候補打合せ、越智隆雄衆議院議員フォーラム、日司政連事務局会議
		5月29日(土)	日司政連常任幹部会

企業の「相続」 —— 中小企業支援へのアプローチ ——

令和2年5月から7月にかけて東京都の感染拡大防止協力金・理美容事業者の自主休業に係る給付金の審査に延べ1100名でかかわった実績から、コロナ禍における中小企業支援、家賃支援給付金等につき、司法書士の職能を活かした中小企業支援ができないか、鈴木隼人議員政策秘書を通じて情報交換を申し出た。同年6月には中小企業政策企画調整官に東京司法書士会（以下、「東京会」という）野中政志会長とともに、司法書士職能を含めプレゼンし、10月には日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）・日本司法書士政治連盟（以下、「日司政連」という）も参加した交流会を開催、11月には日司連と中小企業庁にうかがったところ、中小企業庁から中小企業支援政策の講師を派遣し、現場の声がフィードバックされるしくみはどうか等検討課題をいただいた。

令和3年6月3日には中小企業庁から3名、鈴木議員政策秘書とともに司法書士会館にいらして、コロナ禍における中小企業支援対応報告と今後の中小企業支援の方向性について情報交換のお申出があり、東京会（野中会長）・東京司法書士政治連盟、日司連（小澤吉徳副会長（当時、現会長）・森中勇雄副会長）・日司政連（酒井寿夫会長）にて対応し、コロナ対応支援金の事前審査の資格につき、政策広報の周知のために顧問対応をしている土業の活用を検討すべきと提言した。また、相続登記の推進が大きな課題になっているが、企業の相続である事業承継が課題になって久しくコロナ禍で加速しているとのことだった。

自己紹介にて中小企業政策企画調整官は、政治連盟からの議員へアプローチ、議員からの政策チェックへの対応、政策の出口での政治連盟の活動など、これら政治連盟の役割がとても大切であるとおっしゃってくださった。社交辞令かと配慮に感謝したが、その夜お電話をいただき、今後も政治連盟（司法書士界）と事業承継等中小企業支援につき交流を深化させ、社会のニーズ、行政のあり方、司法書士の使命と職能について、大いに語ろう、との言葉をいただいた。今後の展開に期待したい。



安全

安心な登記処理のために

公益社団法人
東京公共嘱託登記司法書士協会

正確

適正で正確な登記のために

迅速

大量な登記の迅速処理のために

— *Come and join us!* —

司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、
社会の発展・安定のために寄与していきましょう。

1. 官公署からの受託業務

道路拡幅時の所有権移転登記、都市再開発事業に係る各種嘱託登記業務や相続人調査業務が経験できます。未経験の方も大歓迎、先輩社員がサポートします。

2. 研修会への参加

協会主催研修会の開催を、いち早くメール等でお知らせします。日司連等研修単位(乙種)付与研修も多く開催。

3. 各委員会活動への参加

広報委員会等の委員会を設置し、ご協力いただける社員に協会の活動を支えていただいております。プロボノ活動の一環にもなります。

4. 地元での一般市民向け出前講座「相続と遺言」の講師や運営スタッフ活動

地元の自治体や町内会への出前講座で講師・スタッフとして活動し、地元へ貢献を。

5. 登記制度上の問題を考えます

新しい登記制度や何気ない疑問など情報交換し、お互いを助け、高めましょう。

東京公共嘱託登記司法書士協会は、あなたの入会を待っています！

【公嘱協会主催研修】

☆「権利登記実務研修会（講師：山田猛司先生）」

当協会にご入会いただけますと、上記研修の第1回～第27回のDVDの貸し出しを受けることができます（研修単位は付きません）。

是非ご入会の上、皆様の研究・知識の向上にご利用ください。

●編集後記●

■歳を重ねるごとに一年が早く感じるようになる感覚。「人生のある時期に感じる時間の長さは年齢の逆数に比例する」というジャーネーの法則。某NHKのチコちゃんによると、「トキメキがなくなるから～」ということのようだ。人は新しいこと、経験したことがないことをやっているときは長く時間を感じるのに対し、慣れてしまうと時間の長さが気にならなくなってしまう。子どもがする経験は日常の些細な出来事も新鮮な経験となるのに対し、大人は日常化しているものには慣れてしまっていて、大して驚きもないため短く感じてしまう。だから、子どものように好奇心旺盛に毎日を過ごすことができれば、一年を長く、充実したものに感じるができるのである。

コロナ禍となって一年半。はたしてこれはどうとらえるべきか。 (金子)

■私だけかな。

1. 歯科医院で順番を待っているとき、治療の音を聞くと逃げ出したくなるのは私だけかな。
2. 家族でレストランに行ったとき、店員さんから「何かアレルギーとかございますか？ 苦手なものはございますか？」と聞かれると、ついつい妻の顔をチラッと見てしまうのは私だけかな。
3. 競馬新聞で、予想記者のうち一人だけグリグリ二重丸（他記者は無印）をつけているとき、なぜかその馬を買いたくなるのは私だけかな。
4. 自宅飲みでウィスキーをオンザロックで飲むときに、3杯目以降はほとんどストレートで飲んでしまうのは私だけかな。
5. 値段が手ごろなカナディアンウィスキーが高級スコッチと味が近いと感じるのは私だけかな。
6. 息子が大学5年（いわゆる留年）になることが決まり、履修科目が少ないのに学費が変わら

ないことに対し「何で？」とってしまうのは私だけかな。 (高田)

■コロナ禍でうちご飯が続く毎日ですね。飲み会が大好きだった私も、去年の4月から一切の外食を控えております。今回は、どこのレシピサイトにも出ていない、秋田の私の実家で受け継がれている「卵ご飯」をご紹介します。用意するのは卵、海苔、ネギ、だし汁、麺つゆだけ。まず卵は固ゆでにして縦半分切って黄身だけ裏ごしし、白身は千切りにします。昆布と煮干しで取っただし汁に麺つゆを入れて、うどんやお蕎麦のかけ汁くらいの濃さにします。ネギは小口切り、海苔は適量をちぎっておきます。お茶碗にご飯を入れて、裏ごしした黄身と千切りにした白身、その上にネギと海苔を載せて、熱々のかけ汁を上から注ぎます。これで完成。黄身の裏ごしに少々手間はかかりますが、ぜひともお試しください。 (辻)

■新型コロナワクチンの接種券が送付されてきた。近くの会場か、かかりつけの病院で接種しようと試みたが予約できなかった。次に自衛隊の大規模接種の日に何とか予約ができた。会場に着くとすぐ説明書と赤いファイルが渡されて、その赤色のガムテープで床に示された方向に進むように指示された。私の後ろの人は違う色のファイルで別の方向に向かっている。エレベーターも赤色専用で10階の会場に進む。要所、要所にいる係員の方にうながされてベルトコンベアーに載せられた荷物のように動いていると、ほとんど待たされることもなく接種も終わった。あとは2回目接種の予約をして、副反応が出るかどうか見ため、次のブースで20分くらい留めおかれ、当初、混んで結構時間がかかると覚悟していたが、思っていたよりも早く受付から40分くらいで終了した。合理的なシステムと自衛隊の方々に感謝です。(山崎)

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長 金子 浩之
副委員長 高田 恭秀
(広報担当副会長)
委員 粕谷 浩
委員 旦保 みどり
委員 辻 真美子
委員 渡邊 一男

委員 山崎 敏夫
委員 杉山 昭子
委員 荒 早苗
委員 阿部 文香
幹事長 近藤 徹

オブザーバー
名誉会長 星野 高久
監事 菅澤 明